

島根地方最低賃金審議会 第416回会議 議事録

- 1 日 時 令和2年7月6日(月) 午前10時00分～午前10時50分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席5名 定数5名
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 島根県最低賃金の改正諮問について
○ 専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の議決について
○ 運営小委員会の設置について
○ 公開と意見陳述について
○ 労働団体からの要請書について

【会 長】 ただ今より、島根地方最低賃金審議会、第416回会議を開会します。

今年度最初の本審議会となります。引き続き、会長を務めさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、審議会委員及び事務局に異動があったようですので、ご紹介をお願いします。

【室 長】 おはようございます。賃金室長の藤原でございます。

2年前には私、賃金指導官をしておりましたが、また皆様とこうして最低賃金審議会を進めていくことになりました。

まずは、使用者代表委員に1名交代がありましたので、ご紹介させていただきます。資料確認と前後しますが、赤色インデックスの資料ナンバー1の委員名簿をご覧ください。松本吉郎委員に代わりまして、令和2年6月12日付で若松志昌委員を任命しております。ご紹介いたします。

【若松委員】 鐵工会の若松が加わります。よろしくお願いいたします。

【室 長】 続きまして、本年4月1日付人事異動により、事務局職員の異動がありましたので紹介させていただきます。赤色インデックスの資料ナンバー2の事務局体制をご覧ください。

労働局長は倉持でございます。

【局 長】 よろしく願いいたします。

【室 長】 局長からは後ほど、ご挨拶させていただきます。

労働基準部長は、引き続き安江でございます。

【部 長】 安江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【室 長】 賃金室長は、私、藤原でございます。よろしくお願いします。

賃金指導官は糸賀でございます。

【指導官】 糸賀でございます。よろしくお願いします。

【室 長】 以上4名が今年度の事務局を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、事務局から本日の配付資料について説明をお願いします。

【指導官】 本日、委員の皆様方にお配りしております資料等につきまして、ご確認をお願いします。

会議次第と座席表がそれぞれ1枚、会議資料のその1として、赤いインデックスのナンバー1からナンバー9まで綴じたものをお配りしております。

資料ナンバー1が「第55期島根地方最低賃金審議会委員名簿」、資料ナンバー2が「令和2年度審議会事務局体制」、資料ナンバー3が「最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋」、資料ナンバー4が「島根地方最低賃金審議会運営規程」、資料ナンバー5が「島根地方最低賃金審議会運営小委員会

運営規程」、資料ナンバー6が「島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領」で、ここまでが片面印刷の1枚物です。

そして、資料ナンバー7が「コロナウイルス緊急事態だからこそ、最低賃金引き上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書(写)」で、両面印刷の1枚物です。

続いて、資料ナンバー8が「令和元年度審議会等関係会議開催状況」で両面印刷3ページ建ての2枚物です。

そして、資料ナンバー9が「令和2年度答申日別最短効力発生予定日一覧表」で、両面印刷3ページ建ての2枚物です。

以上、赤インデックスのナンバー1からナンバー9までが資料その1となります。

また、ピンク色のファイルに青いインデックスのナンバー1からナンバー17までを綴じた賃金引き上げ関係、賃金統計関係、経済指標・行政関係、生活保護関係の資料を取りまとめたものをお配りしております。

また、労使代表の委員の皆様には令和2年度版の「最低賃金決定要覧」という冊子をお配りしておりますが、公益委員の皆様方には、先月行いました公益委員会会議において既にお配りしたものです。

以上が、本日お配りしている資料となります。

【会長】 それでは続きまして、事務局から定足数、会議の公開状況について報告をお願いします。

【指導官】 委員の出席状況等について、ご報告いたします。

本日、公益委員の藤本委員から交通事情の関係で少し遅れるという連絡をもらっておりますが、最低賃金審議会令で定める定足数については満たしており、本日の会議は有効に成立することをご報告いたします。

本日の会議及び議事録につきましては公開となっております。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに6月25日から7月2日まで掲示をいたしました結果、傍聴の申込みはありませんでしたので、併せてご報告します。

【会 長】 続きます、会議次第の2番目、島根県最低賃金の改正諮問について、事務局よりお願いします。

【室 長】 それでは、これより労働局長が島根県最低賃金の改正諮問を行います。

【局 長】 では、諮問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(局長が富田会長に諮問文を手交)

【会 長】 ただいま労働局長から審議会へ諮問をいただきました。
それでは、局長からご挨拶をお願いいたします。

【局 長】 4月1日付で島根労働局長を拝命しました倉持と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日ごろから島根労働局の行政運営に、
多大なご理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御
礼を申し上げます。

ただいま、令和2年度の島根県最低賃金の改定につきまして、調査審議を
お願いしたところです。本年度の審議につきましても、どうぞ、よろしくお
願いいたします。

中央におきましては、6月26日に、地域別最低賃金額改定の目安につい
て、中央最低賃金審議会に対して厚生労働大臣から諮問が行われ、審議が始
まりました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の雇用、経済への影響な
どについてのご議論も、審議の中でなされるものと思われま。今後の日程
については、例年と同様に審議が進められる予定と聞いております。

さて、島根県内の雇用情勢でございますが、5月の有効求人倍率は1.4
3倍となり、全国平均の1.20倍は上回っており、1.43倍という数字
は一定の水準ではあるものの、5か月連続で低下していること、新型コロナ
ウイルス感染症の影響などから多くの業種において求人の減少がみられるこ

となどから、注意を要する状況と判断しているところです。

このような中で、県内の多くの企業、事業場では、全力で雇用維持の努力をされており、労働局といたしましても、雇用の維持、事業の継続のため雇用調整助成金等を活用いただけるよう、労使団体等関係の皆様の協力をいただきながら制度の周知を図り、早期の支給決定に努めているところです。先週末までに、2,500件ほどの申請があり、1,700件ほどの支給決定、おおむね7割の決定をしたところです。

また、事業場内の最低賃金の引き上げを進めるための業務改善助成金等についても、活用いただくため、引き続き、周知広報などに努めてまいります。

審議会におかれましては、島根県における最低賃金を取り巻く事情を総合的に勘案いただいて、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

例年のことではありますが、暑さの厳しい中でのご審議、また、今年は新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じた上でのご審議ということで、何かとご負担をお掛けいたしますが、改めて、充実したご審議をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【会 長】 ありがとうございます。

今、諮問を皆さんの手元にお配りしておりますが、何か諮問に対してご質問はありませんか。

(「ありません」)

続きまして会議次第の3番目、「島根県最低賃金改正に係る審議方法について」の「(1) 専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の議決について」、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 それでは、改正決定の審議方法に当たって、専門部会委員の任命予定についての説明と、この審議会でご議決をお願いしたい2つの案についての説明をさせていただきます。

まず、専門部会の設置と組織の予定についてご説明いたします。

資料ナンバー3に「最低賃金法と最低賃金審議会令の抜粋」を付けておりますが、最低賃金の改正諮問があった場合には、最低賃金法第25条第2項の規定により専門の事項を審議するため、専門部会を置かなければならないと規定されており、また、同条第3項及び審議会令第6条第1項で、専門部会を組織する委員は、公・労・使各同数の9名以内で組織すると規定されております。島根県最低賃金審議会におきましては、今まで慣例で9名により専門部会を組織しております。今年も例年どおりとしてよろしいか、後ほどご審議願います。

また、専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、本日7月6日付で島根労働局一般公示を行い、7月21日火曜日を締切日として関係者からの推薦を求め、その後速やかに任命したいと考えております。

また、公益委員代表につきましては、労働局長が適任者を選任し、任命する予定としております。

今回の諮問に伴い、同じく本日7月6日付で最低賃金の改正決定に係る関係労・使の意見を求める公示を、7月27日月曜日まで行うこととしておりますので、併せてお知らせいたします。

次に、本審議会で審議の上議決をお願いしたい2点についてご説明いたします。

1点目ですが、審議会令第6条第5項によると、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、本審議会でのこの議決をいただきますと、専門部会の決議後に改めて審議会で決議する必要がなくなることとなります。

なお、審議会での議決が不要になる場合は、「専門部会において全会一致で議決された場合に限る。」よう運用することとされています。

2点目としまして、同じく令第6条第7項の取扱いでございますが、「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとする。」とあります。第6条第5項と同様に、本日その旨の議決がいただければ、専門部会終了後改めて審議会で議決する必要がなくなり

ます。

以上、専門部会の説明と定員9名のご審議が1点、事前に審議決定いただきたい事項を2点、提案させていただきましたが、ご審議をよろしく願いいたします。

【会 長】 ただいま事務局から説明がありましたが、あらかじめ議決をしておいてよろしいでしょうか。

(「異議ありません」)

それでは、専門部会は慣例により、9名の委員で審議会令第6条第5項及び第7項の適用についていずれも決定させていただきます。

続きまして、会議次第の3の(2)運営小委員会の設置について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 資料ナンバー5をご覧ください。島根地方最低賃金審議会運営規程第3条で、「会長は審議会の議決により特定の事案についての事実を調査し、または詳細にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」と規定されており、今年度におきましても運営小委員会を設置しておきたいと考えております。

「必要な案件が発生したときに、迅速に対応する。」という意味合いで設置を諮るものであります。当局の場合は、毎年、特定最低賃金の改正の必要性を検討する際に開催をしております。

【会 長】 ただいま事務局の説明がありました運営小委員会の設置につきまして、ご意見等何かありますか。

(「ありません」)

それでは、事務局より運営小委員会設置の手続等の説明をお願いいたします。

【室 長】 資料ナンバー6として島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程を提出しております。この第2条の規定により、「労働者を代表する委員、使用者を代表する委員各2名及び審議会の会長及び会長代理をもって構成する。」となっておりますので、公益委員の方は会長と会長代理となりますが、労働者側と使用者側、それぞれ2名の指名をお願いします。

【会 長】 労使各側から2名の委員を指名することとなりますが、いかがでしょうか。

【景山委員】 労側2名につきましては、島田委員と私景山で務めさせていただきたいと思います。

【森脇委員】 使用者側の方は、私森脇と若松委員にお願いしたいと思います。

【会 長】 ありがとうございます。

それでは、確認をさせていただきます。運営小委員会の委員は、公益側は会長と会長代理となっておりますので、私と友定委員、それから、労働者側は景山委員と島田委員、使用者側は森脇委員と若松委員ということで指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、会議次第の3の「(3) 公開と意見陳述について」を事務局の方から説明をお願いします。

【室 長】 島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項と、添付はしていませんが、各種最低賃金専門部会の運営規程第5条第1項に「会議は、原則として公開とする。」とされており、原則、会議は公開となります。

しかし、運営規程のそれぞれ同じ条文ただし書で「ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長・部会長は、会議を非公開にすることができる。」とされておりますので、この適用をどの範囲にするのかということです。

先の公益委員会議では、「基本的には労使委員の意向による」こととし、「審議会の終了前に労使委員の意見を聞いた上で、次回の審議会を公開にするかどうか会長が決める」という方向性が確認されております。

続きまして、「意見陳述への対応」について説明いたします。

最低賃金法第25条第6項では「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者、その他の関係者の意見を聴くものとする。」とされ、島根地方最低賃金審議会運営規程第5条第3項と、専門部会運営規程第4条第3項に「会長（部会長）が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」とされています。

この「意見陳述への対応」については、先の公益委員会議において「諮問の審議会において労使委員の意見を聞いた上で、会長が決める。」との方向性が確認されております。

以上、「公開、非公開の決定」と「意見陳述への対応」の2点についての審議をお願いします。

【会 長】 ただいま事務局から公開と意見陳述について説明がありました。皆様のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

【森脇委員】 使用者のほうも公開、非公開、それから意見陳述については、前年と同様にさせていただきたいと思います。

【会 長】 それでは、「公開、非公開の決定」につきましては、会議終了前に次回の取扱いを労使の意見を聞いた上で会長、部会長が決めるということ、それから「意見陳述への対応」につきましては、審議の状況に応じ、必要となった時点で本審または専門部会が判断するというところでよろしいでしょうか。

（「異議ありません」）

続きまして、会議次第の4「労働団体からの要請書について」ですが、先般、島根労働局長宛てに全労連中国ブロック協議会及びしまね労連から要請

があったとのことですので、このことについて事務局から報告をお願いします。

【室 長】 全労連中国ブロック協議会及びしまね労連からの要請が、資料ナンバー7のとおり6月12日にありました。

労働局長宛ての要請ですが、要請項目の1にあります「時給1,500円への引上げを目指し、当面1,000円以上にすること。」及び、要請項目の4にあります「審議会開催に当たっての意見陳述や完全公開等」の要請につきましては、今後の審議会にも関係することですので、厚生労働省本省に報告するだけでなく、審議会へも伝える旨の回答を行っております。

また、要請に対するご意見があれば、その意見を付して本省に報告することになります。特段なければ、報告を受けた事実のみを本省へ報告することとなります。なお、要請者に審議会の意見を回答することはございません。以上です。

【会 長】 ただいま要請について、事務局からの報告がありました。何か委員の皆様の方からご意見等がございますか。

(「ありません」)

それでは、意見は特にないということですので、事務局は審議会へ報告したという事実を厚生労働省へ伝えてください。

では、会議次第の5番目の「その他」ですが、委員の皆様、何かございませんでしょうか。

【景山委員】 今年度も慎重な審議をお願いしたいと思っておりますが、御承知のように新型コロナウイルス感染症が国内でこれだけの猛威を振るっておりまして、島根県でもいろいろと懸念をしておりますし、今後も油断できないところだろうと思います。

1点目のお願いは、この審議会について、我々自身が審議に当たって、い

たずらに審議を延ばすというものではございませんし、必要なことを必要なときに決定していくという最短の時間をもって臨みたいと思っておりますので、今後の状況については、いろいろと懸念がされますけれども、通常どおりの形式で進めていただくように、ご理解とご協力を賜ればと思っております。

それから、もう一つは意見ですけれど、中央最低賃金審議会における目安の審議が今、行われている最中であると同っておりますが、概ね7月の20日前後に決定されるだろうということでありまして、皆さんも聞き及びになっていると思いますが、目安の額を示すということについては、極めて慎重に取扱いをされていると同っております。

何が言いたいかということ、数年前にもございましたけれど、目安ゼロとか目安額を示さずとか、そういった場合もあるというように想定をしているところでございます。しかしながら、我々が今日諮問を受け取りましたので、できるだけ県内の状況をお互いにきっちりと把握をする中で、Aランク、Bランクと格差を縮めるチャンスであるということも含めて、審議に当たってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】 ありがとうございます。使用者側の方からも何かありますでしょうか。

【森協委員】 3月30日に労働者側の代表であります連合島根さんと、島根県における新型コロナウイルスに対しての雇用維持を図るという共同声明を発表させていただきました。ここに在籍しておられる使用者側委員は、使用者の代表として、雇用維持ということに対して重点的にやっておられますので、ぜひ雇用維持ということを第一義に考え、やらせていただきたい。

まずは、新型コロナウイルス感染症に対して、我々がなすべきことは何かというふうに考えましたら、やはりまずは雇用を何とか守っていくということについてしっかり対応していきたいと思っております。その線上には、この最低賃金審議会もあるというふうに考えておりますので、これから先、労働者側としっかり意見交換をした上で、いろいろ県内情勢を踏まえて、適宜に対応していきたいと考えております。以上です。

【会 長】 双方からご意見ありがとうございました。

なかなか厳しい状況の中で、これからこの審議会を進めていかなければいけません。島根県としていい数字が出せるような形で、いろいろ皆様の意見を聞きながら、島根としての最低賃金がどうなのか、いい回答が出るような方向で進めてまいりたいと思いますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いたします。

【室 長】 事務局の方からですが、審議会における議事録、議事要旨及び会議資料を公開する場合、これまでは文書の閲覧申請に基づき閲覧が可能でしたが、今年度からは、都道府県労働局のホームページ、島根労働局のホームページにも掲載することとなりますので、よろしくお願いたします。

このことにつきましては、最低賃金に関する社会的関心の変化や情報公開の流れの中で、審議会等のさらなる透明化が求められてきておりまして、本省のほうからも今年度からこのような取扱いにするようにとの指示がありましたので、ご了承願います。

それから、7月末には例年どおり特定（産業別）最低賃金の申出も予定されておりますが、その申出がありましたら、運営小委員会を例年どおり開催したいと思います。今後の開催日程につきましては、審議会終了後に調整をお願したいと思います。以上です。

【会 長】 ほかに何か意見はありませんでしょうか。

（「ありません」）

それでは、次回の本審は、目安の伝達と改正諮問に関する関係労使の意見が提出されればその審議、この2つの内容となります。公開、非公開の判断について労使の皆様の御意見はございますでしょうか。

【景山委員】 確認ですけど、目安の伝達があり、その後、最終的には金額審議ということで、これらはこの日程の中で行うということですね。

【会 長】 はい。

【景山委員】 ですので、例年でいいますと、その本審の前段の部分についてマスコミの公開を我々からも求め、同意を得ると思いますが、可能な範囲で公開とさせていただきますたいと思っております。

【会 長】 それでは、前年、前々年と目安の伝達の本審では、開会から事務局説明までを公開とし、それ以降は非公開とさせていただいていたと思いますが、今年度も同様でよろしいでしょうか。

(「異議ありません」)

では、今のご意見のとおり、開会から事務局説明までを公開とし、この部分の議事録についても公開とします。事務局説明に対する質疑応答以降は運営規程第6条第1項ただし書を適用し、会議は非公開とします。この部分の議事録については、運営規程第7条第2項ただし書を適用し、議事録も非公開としますが、同条第3項の規定により議事要旨を作成し、公開します。

では、本日の本審の議事録署名人を指名します。労働側は景山委員、使用者側は森脇委員、公益側は私といたします。

それでは、以上をもちまして第416回審議会を閉会いたします。ありがとうございました。